

大分県報

平成三十年
第三〇三五号
十一月十三日

(火曜日)

目次

告示

- 一 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………
- 一 青少年に有害な興行の指定……………
- 一 大規模小売店舗に係る公示……………
- 二 土地改良区の定款変更認可……………
- 三 保安林の指定の解除……………
- 三 都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)……………
- 三 公共測量の実施……………
- 四 開発行為の完了……………
- 四 落札者等の公示(二件)……………

〇告示

大分県告示第六百五十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年十一月十三日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成三十年十月三十一日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 BUNGO Channel
代表者の氏名
- 三

平成三十年十一月十三日

大分県報(告示)

一

村上 佳瑞子

四 主たる事務所の所在地

大分市中央町一丁目一番十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、様々なメディアを利用した情報や人的な資源の交流をはかり、団体や個人を問わず多くの人々に、「生業プラスワン」の大切さと社会参加の楽しさを提唱し推進することを通じて、公益の増進と地域振興に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

役員に関する事項の変更

会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

定款の変更に関する事項の変更

大分県告示第六百五十八号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

平成三十年十一月十三日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
平三〇・一〇・三一	映画	性春リバーサイド ふたりでイこう	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	四十路の痴態 超絶ハードセックス	新東宝映画	
〃	〃	股間の純真 ポロリとつながる	オーピー映画	
〃	〃	白衣絶頂 夜の天使たち	新東宝映画	
〃	〃	揉んで揉乳くむ 萌えっ娘魔界へ行	オーピー映画	

大分県告示第六百五十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の

規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十年十一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ドラッグコスモス大貞店

中津市大字大貞字中ノ林三百八十九番五

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(一) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社 コスモス薬品

代表取締役 宇 野 正 晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社 コスモス薬品

代表取締役 宇 野 正 晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

3 大規模小売店舗の新設を行う日

平成三十一年六月二十三日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千五百四・八四平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

店舗敷地南側及び西側 五十八台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

店舗敷地西側 十台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

店舗建物南東側 二十七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗建物内南東側 八・二二立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三箇所 建物敷地西側及び南側

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

二 届出年月日

平成三十年十月二十二日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

2 縦覧期間

平成三十年十一月十三日から平成三十一年三月十三日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十一年三月十三日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。
なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成三十年十一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名

富士緒井路土地改良区

所在地

豊後大野市

認可年月日

平三〇・一〇・三一

大分県告示第六百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成三十年十一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除に係る保安林の所在場所

杵築市山香町大字久木野尾字丸山二二四番（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年十一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

津久見市

二 都市計画事業の種類及び名称

津久見都市計画下水道事業

津久見市公共下水道

三 事業施行期間

変更前 昭和五十二年一月二十一日から平成三十一年三月三十一日まで

変更後 昭和五十二年一月二十一日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十二年一月二十一日大分県告示第八十四号、平成四年三月三十一日大分県告示第三百四十七号、平成七年十二月十九日大分県告示第千五百十三号、平成十六年三月十

六日大分県告示第三百十六号及び平成二十六年十月十日大分県告示第六百三十三号の事業地にアに掲げる区域を加え、当該事業地のうちイに掲げる地内において事業地を変更する。

ア 津久見市大字津久見字岩道の一部の区域

イ 津久見市大字津久見字ハサマ及び字尾畑の一部の区域

2 使用の部分
変更なし

大分県告示第六百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年十一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

豊後高田市

二 都市計画事業の種類及び名称

豊後高田都市計画下水道事業

豊後高田市公共下水道

三 事業施行期間

変更前 昭和五十二年三月一日から平成三十三年三月三十一日まで

変更後 昭和五十二年三月一日から平成三十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○公 告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州地方整備局山国川河川事務所長から公共測量の実施について通知があった。

平成三十年十一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（河川定期縦断測量 三級水準）

二 作業の地域

中津市（山国川、中津川 国土交通省直轄区間）

三 作業の期間

平成三十年十月二十九日から平成三十一年二月二十八日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成三十年十一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

日田市大字十二町字前田五百五十八番一ほか四筆並びに五百五十八番一ほか二筆の各地先水路並びに字岸高五百六十番四ほか十八筆並びに五百六十番六ほか四筆の各地先里道及び五百六十一番二地先水路

二 開発区域の面積

九千九百十五・四〇平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号
株式会社イズミ
代表取締役 山西 泰明

四 完了検査年月日

平成三十年十月三十日

次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年十一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

ICカード運転免許証追記システム装置等の賃貸借契約

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部交通部運転免許課

大分市大字松岡六千六百八十七番地

三 落札者を決定した日

平成三十年九月十三日

四 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店 九州支店長 野田 隆之
福岡県福岡市博多区御供所町一番一号

五 落札金額

百四十六万七千七百二十円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成三十年七月三十一日

次のとおり落札者等について公示する。

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県警察総合情報ネットワークシステム用パソコン等の賃貸借契約

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部警務部情報管理課
大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成三十年九月十三日

四 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店 九州支店長 野田 隆之
福岡県福岡市博多区御供所町一番一号

五 落札金額

五十五万五千二百円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成三十年七月三十一日

平成三十年十一月十三日

大分県報（公告）

五